

横浜市広域シェアサイクル事業社会実験 協働事業者募集要項（公募型プロポーザル方式）

1 募集概要

地域の移動手段として自転車の役割の拡大や自転車通勤の更なる普及を見据え、公共交通の機能補完等を目的とした横浜都心部区域外でのシェアサイクル事業の展開について、『横浜市自転車活用推進計画 2019 年度～2028 年度』の「いかす」施策に基づき、公募型プロポーザル方式による社会実験の協働事業者を募集します。

シェアサイクル事業を市内で面的に展開することにより、次の5つの目的の達成を目指して、社会実験を実施します。

- ① 地域住民等の多様な移動ニーズに対応し、公共交通の機能補完として日常生活の移動手段の確保と移動の選択肢を増やすことで、生活の質の向上を図る。
- ② 市内利用者の移動回数の増加により地域の活性化に貢献する。
- ③ マイカー移動からの転換により環境負荷を軽減し、脱炭素社会の形成を推進する。
- ④ シェアサイクル利用者を増やすことで、アプリケーション等を通じた自転車を利用する際の交通ルール等の更なる周知啓発を行う。
- ⑤ 本格実施段階における公有地利用料等の事業者一部負担に向けて、公民連携により事業採算性の向上を図る。

2 事業概要

- (1) 事業名 横浜市広域シェアサイクル事業社会実験
- (2) 事業内容 「横浜市広域シェアサイクル事業社会実験共通仕様書」のとおり
- (3) 実施期間 協定締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 実施区域 横浜市内のうち、横浜都心部区域を除く横浜市内区域を北部、中部、南部の3区域（下表参照）に分割し、事業者を公募します。（同一法人で複数の区域に応募することは可能）なお、各区域の一部の区については、重点展開区として先行的にポート密度を高め、事業展開を図ってください。

<各区域>

区域	該当区
北部	鶴見(※)、神奈川(※)、港北、青葉、都筑（5区）
中部	保土ケ谷、旭、緑、戸塚(※)、泉(※)、瀬谷(※)（6区）
南部	南、港南、磯子(※)、金沢(※)、栄（5区）

※該当区のうち、(※)の記載がある区は、重点展開区となります。

3 事業者の募集選定

(1) 募集方法

- ・プロポーザルの参加を希望する事業者は、参加意向申出書（様式1）と必要な参加資格審査書類を提出してください。内容を審査の上、提案書提出有資格者として提案資格確認結果通知書・提出要請書（様式4）をお送りします。
- ・提案書提出有資格者は、提案書提出にあたり、必要に応じて質問することができます。その場合は、質問書（様式5）を提出してください。
- ・提案書提出有資格者は、提案書（様式6～17）を提出してください。

(2) 提案内容

- ・提案書については、「横浜市広域シェアサイクル事業社会実験共通仕様書」の内容を踏まえ、「横浜市広域シェアサイクル事業社会実験提案書作成要領」に基づき、作成してください。

(3) 評価基準

評価基準は、別紙『横浜市広域シェアサイクル事業社会実験評価選定委員会』提案書評価・選定基準』のとおりです。

(4) 選定方法

- ・提案書提出有資格者から提出された提案書の内容を、横浜市が設置する評価選定委員会において、『横浜市広域シェアサイクル事業社会実験評価選定委員会』提案書評価・選定基準』に基づき、提案書、関係書類及びヒアリングの内容を精査・評価の上で、評価点数が最も高い1者を、区域別に選定します。
- ・提案者が1者の場合も同様の審査を行い、委員会で審議の上、合否を決定します。
- ・提案書及び応募事業者が、この募集要項及び共通仕様書の諸条件等を満たさない場合は失格とし、評価項目の各項目において著しく劣る内容等がある場合も「不適」と判断し、失格とします。
- ・提案内容に虚偽の記載があると委員会が判断した場合は、評価点数の合計に関わらずその提案を失格とします。
- ・評価点数が同点となる提案があった場合は、委員会審議のうえ1者を決定します。
- ・委員会審議後、提案書を提出した事業者の皆さまには、結果通知書（様式18）を送付します。
- ・事業者の選定結果につきましては、その内容を公表させていただきます。

<評価選定委員会>

名 称	横浜市広域シェアサイクル事業社会実験評価選定委員会
所掌事務	提案の評価及び事業者の選定等に関すること
委 員	道路局副局長（委員長） 道路局計画調整部長（副委員長） 道路局交通安全・自転車政策課長 道路局企画課長 都市整備局企画課長 都市整備局都市交通課長 政策局政策課担当課長 政策局共創推進課担当課長 市民局市民協働推進課長 温暖化対策統括本部調整課担当課長

(5) 公募・事業者選定等スケジュール

時期	内容
令和3年12月21日（火）	募集要項等公表
令和4年2月1日（火）	参加意向申出書及び資格審査書類提出締切
令和4年2月8日（火）	提案資格確認結果通知書・提出要請書の送付
令和4年2月15日（火）	質問・事前相談受付締切
令和4年2月22日（火）	質問回答
令和4年3月15日（火）	提案書受付締切
令和4年3月23日（水）（予定）	横浜市広域シェアサイクル事業社会実験評価選定委員会開催（提案事業者へのヒアリング及び提案の審議・評価）
令和4年3月末まで（予定）	協働事業者の選定・選定結果通知書の送付、結果公表
令和4年4月以降（予定）	協定書の締結及び社会実験の開始

(6) 提出書類等について

提出書類、提出期限、提出先、提出部数等は、別紙「横浜市広域シェアサイクル事業社会実験提案書作成要領」のとおりです。なお、提出書類の内容に虚偽の記載があることが判明した場合、その提出書類は無効とします。

(7) 取下げ

提案書提出後の取下げは、評価選定委員会開始前まで取下げることができます。取

げは文書（自由書式）で道路局交通安全・自転車政策課へ提出してください。

(8) その他

- ・書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- ・提出いただいた書類等は返却しません。また、提出書類の内容等について説明や追加資料の提出を求めることがあります。
- ・提案に要する費用は、すべて応募事業者の負担となります。
- ・提案書等の提出期限以降の変更、修正、差し替え又は再提出は認めません。
- ・提案の審査は、提出された資料に基づいて行いますが、事業者選定後、提案された内容について、必要に応じ、本市と提案者の協議の上に修正を依頼する場合があります。
- ・応募資格要件に該当しないことが判明した場合は、失格となります。
- ・提出書類について開示請求があった場合には、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）に基づいて、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示等の手続きをさせていただきます。

4 応募資格要件

応募資格は、次に掲げる基準をすべて満たしていることを条件とします。（※共同企業体の場合は全ての共同提案者が対象）資格の審査にあたっては、別紙の「横浜市広域シェアサイクル事業社会実験提案書作成要領」で定める参加意向申出書（様式1）及び資格審査書類を審査することにより行います。なお、同一の法人が複数区域の社会実験に応募することは可能とします。また、共同企業体の構成員は、本提案にあたり、同時に2以上の共同企業体の構成員となること、及び単体企業として提案することはできないものとします。

- ① 法人として3年以上継続して事業を営んでいること
- ② 本募集要項をよく理解し、定められたスケジュール等を遵守できる者であること。
- ③ 締結する協定及び関係法令等を遵守できる者であること。
- ④ 個人情報の取り扱いについて、関係法令等を遵守できる者であること。
- ⑤ 会社更生法、破産法、若しくは民事再生法の適用を受けていない者、又は商法により特別清算若しくは会社整理を行っていない者であること。
- ⑥ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主催者その他の構成員又は当該構成員を含む団体でないこと。
- ⑦ 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、条例第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）、条例第2条第5号に規定

する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者ではないこと。

- ⑧ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者でないこと。
- ⑨ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- ⑩ 個人情報の適正管理、情報の流出防止策など、情報セキュリティ対策を講じていること。
- ⑪ 次の各号に該当しないこと。
 - ア 直近3事業年度内において横浜市税、法人市民税、固定資産税、都市計画税（土地・家屋）、消費税及び地方消費税を滞納している。
 - イ 社会保険（雇用保険、健康保険及び厚生年金）への加入義務があるにもかかわらず未加入である。

5 協定締結

- ・選定された協働事業者は、本市と協定を締結します。
- ・協定の期間は、協定締結日から令和7年3月31日までとします。
- ・協定の内容※については、提案書の内容に基づき、本市と協議の上決定します。
※「横浜市広域シェアサイクル事業社会実験の実施に関する協定書（案）」参照
- ・選定された事業者が、協定締結までに以下の事由に該当した場合は、その選定を取り消し、協定を締結しないことができるものとします。
 - ① 応募資格を喪失したとき
 - ② 提出した書類に虚偽の記載があったとき
 - ③ 正当な理由がなく、協定の締結に応じないとき
 - ④ 財務状況の悪化等により、業務の履行に支障が生じると判断されるとき
 - ⑤ 社会的信用の著しい損失等により、事業者として適切ではないと判断されるとき
 - ⑥ その他、市長により協定の締結が適当でないと判断されるとき

6 その他留意事項

- ・本市はシェアサイクル事業に関する利用者等の個人情報の収集は行いません。
- ・協働事業者は、本事業において個人情報を取り扱う事務を行う際には、その取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）及び個人情報取扱特記事項の規定等に準拠し、社会実験の実施に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じてください。
- ・業務の一部について、他社に委託する際は、事前に本市の承諾を受ける必要があります。

7 問い合わせ・提出先

- (1) 所在地 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎22階
- (2) 担当課 道路局交通安全・自転車政策課
- (3) 担当者 植竹、小松
- (4) 電話番号 045-671-3644
- (5) FAX番号 045-663-6868
- (6) メールアドレス do-kotsujitensya@city.yokohama.jp